# お知らせ

復興庁

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の三の規定により令和七年五月二十七日付けで浪江都市計画研究施設事業　1号福島国際研究教育機構について、手続開始の告示があったので、土地収用法第二十八条の二の規定に基づき、次のとおりお知らせいたします。

1　手続開始の告示があった土地
　収用の部分：福島県双葉郡浪江町大字川添字八斗蒔及び字東師内地内
　使用の部分：なし
　（注）この土地を表示する図面は、浪江町役場建設課でご覧ください。

2　土地価格の固定について
　前記1の土地については、手続開始の告示のあった日をもって土地価格が固定されることになります。

3　関係人の範囲の制限について
　手続開始の告示があった日以後に、前記1の土地に新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないことになります。

4　損失補償の制限について
　手続開始の告示があった日以後に、前記1の土地の形質を変更し、工作物を新築し、又は増改築等をするときは、あらかじめ福島県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

5　裁決申請の請求について
　裁決申請は、復興庁が行いますが、前記1の土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について、復興庁に対し、裁決の申請をするよう請求することができます。

6　補償金の支払請求について
　前記1の土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを復興庁に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、前記5の裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

7　明渡裁決の申立てについて
　明渡裁決の申立は、前記1の土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接、福島県収用委員会あてにすることができます。

8　パンフレットの配布について
　補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用されるときの補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は復興庁福島国際研究教育機構室、復興庁福島復興局、浪江町役場建設課においでくだされば配布いたします。

その他不明な点や詳細については、左記連絡先へおたずねください。

復興庁　福島国際研究教育機構室
東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　中央合同庁舎四号館六階
電話：〇三－六三二八－〇二六四